

平成26年度
環境保全のあらまし
(平成25年度実績)



武蔵村山市

目 次

《 工場・指定作業場関係 》

- 1 工場・指定作業場 P3
- 2 騒音・振動規制法に基づく届出 P5
- 3 燃料中における硫黄調査 P7
- 4 産業廃棄物処理業者ばいじん・ダイオキシン調査 P9

《 苦情関係 》

- 1 公害苦情受付状況 P10
- 2 空地の管理 P11

《 環境学習関係 》

- 1 地球環境保全に係るポスター・標語の募集 P12
- 2 親と子の環境教室 P14
- 3 環境学習会 P15
- 4 環境副読本 P15

《 騒音関係 》

- 1 環境騒音調査 P16
- 2 主要幹線道路環境調査 P18
- 3 自動車騒音常時監視調査 P21
- 4 横田基地航空機騒音調査 P22
- 5 立川飛行場等航空機騒音調査 P25

《 大気関係 》

- 1 酸性雨調査 P26
- 2 二酸化窒素調査 P26
- 3 ダイオキシン類調査 P28
- 4 光化学スモッグ注意報等発令状況 P30

《 河川等の水質関係 》

- 1 残堀川調査 P32
- 2 空堀川調査 P34
- 3 その他の河川調査 P36
- 4 地下水汚染調査 P37
- 5 地下水揚水量報告 P38

《 その他 》

1	犬・猫去勢不妊手術補助金	P40
2	犬のふん放置防止啓発看板	P40
3	ユスリカ等害虫駆除	P41
4	殺そ剤の配布・噴霧器貸出状況	P41
5	スズメバチ駆除補助金・ハチノック販売状況	P42
6	畜犬登録事務	P42
7	みどりのカーテン配布事業	P43
8	放射線量測定	P44

《 工場・指定作業場関係 》

1 工場・指定作業場

工場とは、主に定格出力の合計が 0.75 キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場をいいます。また、2.2 キロワット以上の場合はすべて工場となります。

指定作業場については、駐車場やボイラー等の 32 種類の事業所をいいます。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「環境確保条例」という。）では、騒音、振動などの様々な公害を発生させる恐れのある工場・指定作業場に対する手続的規制として認可制度等を規定しており、環境確保条例に基づき市で公害防止措置が取られているか書類審査等を行っています。

なお、工場の認可申請に対する審査事務手数料として、武蔵村山市事務手数料条例に基づき手数料がかかります。

（手数料）

工場設置の場合	工場の作業場の床面積の合計が500㎡以下	8,700円
	工場の作業場の床面積の合計が500㎡を超え1000㎡以下	14,200円
	工場の作業場の床面積の合計が1000㎡を超える	20,200円
工場変更の場合	全て	7,600円

（ア）工場数及び指定作業場数

（単位：件）

年 度	工場		合計	指定作業場		合計
	市委任分	都留保分		市委任分	都留保分	
平成 21 年度	715	0	715	309	1	310
平成 22 年度	714	0	714	308	1	309
平成 23 年度	712	0	712	310	1	311
平成 24 年度	712	0	712	316	1	317
平成 25 年度	712	0	712	315	1	316

(イ) 工場関係届出件数①

(単位：件)

年度	設置			変更			その他						合計
	受理	認可	認定	受理	認可	認定	完成届	氏名等 変更届	継承届	認可申請 取下願	事故届	廃止届	
平成21年度	3	3	3	5	5	5	8	3	0	0	0	3	38
平成22年度	4	4	3	1	1	1	4	2	1	1	0	4	26
平成23年度	0	0	0	3	3	1	3	8	0	0	0	2	20
平成24年度	4	4	3	7	6	7	9	4	0	0	0	4	48
平成25年度	1	1	2	2	2	0	2	4	1	0	2	1	18

(ウ) 工場関係届出件数②

(単位：件)

年度	工場設置認可申請			工場変更認可申請
	作業場の床面積が 500㎡以下	作業場の床面積が 500㎡を超え1000㎡以下	作業場の床面積が 1000㎡を超える	
平成21年度	1	1	1	5
平成22年度	3	0	1	1
平成23年度	0	0	0	3
平成24年度	3	0	1	7
平成25年度	0	0	1	2

(工) 指定作業場関係届出件数

(単位：件)

年度	設置届出 受理	変更届出 受理	氏名等変更 届出受理	廃止届出 受理	継承届出 受理	合計
平成21年度	2	0	4	3	0	9
平成22年度	2	0	3	3	0	8
平成23年度	2	0	0	1	0	3
平成24年度	2	0	0	1	0	3
平成25年度	1	0	7	2	1	11

2 騒音・振動規制法に基づく届出

騒音規制法・振動規制法では、工場などから出る著しい騒音・振動を発生する個々の機械を特定施設として定めて規制しています。

また、建設作業によって著しい騒音・振動を発生させる作業や機械を使用する場合は、施工者は、市に対し作業内容等について届け出（作業開始7日前まで）をするよう定めています。

市では、これらの法律に基づき、規制基準を遵守するよう指導を行うことにより、公害発生の未然防止に努めています。

(ア) 騒音規制法及び振動規制法に基づく事業数及び施設数

(単位：件)

年 度	法 律	事業所数(件)	施設数(台)
平成 21 年度	騒音	198	1,197
	振動	164	1,024
平成 22 年度	騒音	201	1,209
	振動	166	1,035
平成 23 年度	騒音	201	1,213
	振動	166	1,039
平成 24 年度	騒音	203	1,233
	振動	167	1,044
平成 25 年度	騒音	203	1,238
	振動	167	1,049

(イ) 特定建設作業の届出受理件数

(単位：件)

年 度	法 律	実施届出受理
平成 21 年度	騒音	3
	振動	2
平成 22 年度	騒音	12
	振動	9
平成 23 年度	騒音	6
	振動	7
平成 24 年度	騒音	9
	振動	6
平成 25 年度	騒音	15
	振動	15

(ウ) 特定施設の各種届出件数

(単位:件)

年度	法律	設置届出 受 理	数変更届出 受 理	使用方法 変更届出 受理	防止方法 変更届出 受理	氏名等変更 届出受理	使用全廃 届出受理	継承届出 受 理
平成21年度	騒音	4	2	0	0	0	0	0
	振動	0	2	0	0	0	0	0
平成22年度	騒音	4	1	0	0	0	1	0
	振動	1	0	0	0	0	1	0
平成23年度	騒音	0	2	0	0	0	0	0
	振動	0	2	0	0	0	0	0
平成24年度	騒音	3	1	0	0	0	0	1
	振動	1	1	0	0	0	0	0
平成25年度	騒音	0	3	0	0	4	0	0
	振動	0	3	0	0	1	0	0

3 燃料中における硫黄調査

工場又は指定作業場は、一定量以上の燃料を使用する場合、環境確保条例第69条第1項で硫黄酸化物による大気汚染を防止するため、硫黄の燃料中における含有率が規制されています。

市では、環境確保条例に基づき、毎年度、市内にある工場と指定作業場に対し、抜き打ちで燃料を抜き取り、分析を行っています。

(ア) 燃料中における硫黄含有率

(単位：重量比%)

地域区分	武蔵村山市					
	設置区分A (S51.8. 1 以前設置)			設置区分B (S51.8. 1 以後設置)		
燃料使用量による規模	300ℓ以上 500ℓ未満	500ℓ以上 2000ℓ未満	2000ℓ以上	300ℓ以上 500ℓ未満	500ℓ以上 2000ℓ未満	2000ℓ以上
燃料の基準 (燃料中における硫黄含有率)	1.0 以下	1.0 以下	0.8 以下	0.8 以下	0.8 以下	0.5 以下

(イ) 市内工場調査結果

(単位：s w t / %)

事業所名	使用燃料	燃料使用量 (1/日)	基準値	各年度分析値 (s w t / %)				
				平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
武蔵食品(株)	A重油	1000	0.8	0.58	0.44	廃止	廃止	廃止
東洋ボデー	A重油	300	0.8	0.32	0.20	廃止	廃止	廃止
砂原塗装(株)	A重油	700	1.0	0.10	0.09	0.08	0.08	0.09
備いなげや武蔵村山精肉センター	A重油	900	0.8	0.08	0.06	0.08	0.06	0.08
※ 市立第一学校給食センター	A重油	400	1.0	0.08	0.07	0.18	0.04	0.18
(有)川口油脂工業所	A重油	700	0.8	0.07	0.10	0.07	0.08	0.07
日本医療衛生サービス	A重油	300	0.8	0.05	0.07	0.06	0.07	0.06
ニシハラ理工(株)	A重油	1000	0.8	0.05	0.10	0.08	0.08	0.08

※ 給食センターについては、燃料を単価契約しており、同一業者から燃料を購入しているため、1事業所(市立第一学校給食センター)の重油を採取し分析を行いました。

(ウ) 市内指定作業場調査結果

(単位：s w t /%)

事業所名	使用燃料	燃料使用量 (1/日)	基準 値	各年度分析値 (s w t /%)				
				平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
村山医療センター	A重油	3000	0.5	0.05	0.07	0.08	0.03	0.07
東京小児療育病院	A重油	900	0.8	0.07	0.05	0.08	0.06	0.05
東京経済大学村山校舎	A重油	300	0.8	0.06	廃止	廃止	廃止	廃止

4 産業廃棄物処理業者ばいじん・ダイオキシン調査

ダイオキシン類の発生源は、約9割が身の回りのごみや産業廃棄物を焼却する時に出ると推定されています。市内には、ダイオキシン類（特にPCDD及びPCDF）の発生源の1つである産業廃棄物焼却処理業を行っている事業所が2箇所（平成24年度に丸二塗装所が工場廃止）あります。このため、市では、この2事業所が、適正に管理運営されているか監視指導するため、年1回、排ガス中のダイオキシン類とばいじんの測定を行い、その測定結果を市民に対して、市報でお知らせしています。

また、ダイオキシン類対策特別措置法は、火床面積0.5m²以上又は焼却能力50kg/h以上の焼却炉に対し、年1回以上、排ガス中等のダイオキシン類の測定及び報告を義務付け、都はその結果を公表しています。

(ア) 産業廃棄物処理業者ダイオキシン類調査結果

(単位：ng-TEQ/m³N)

事業所名	各年度調査結果									
	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	調査日	調査結果	調査日	調査結果	調査日	調査結果	調査日	調査結果	調査日	調査結果
日本医療衛生サービス㈱	12/16	0.14	11/11	0.17	11/30	0.038	11/22	0.016	12/19	0.029
比留間運送㈱	12/21	9.3	11/18	0.72	11/29	1.4	12/10	10	11/22	3
丸二塗装所	12/10	0.13	11/30	0.88	11/24	0.38	廃止		廃止	
基準値	当該事業所の火床面積が0.5m ² 以上、又は焼却能力が50kg/h以上で、施設規模（焼却能力）は、2t/h未満に該当する。 新施設基準は、5ng-TEQ/m ³ N以下。（丸二塗装所） 既施設基準は、10ng-TEQ/m ³ N以下。 （日本医療衛生サービス㈱、比留間運送㈱）									

(イ) 産業廃棄物処理業者ばいじん調査結果

(単位：g/m³N)

事業所名	各年度調査結果									
	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	調査日	調査結果	調査日	調査結果	調査日	調査結果	調査日	調査結果	調査日	調査結果
日本医療衛生サービス㈱	12/16	0.001	11/11	0.001	11/30	0.001	11/22	<0.001	12/19	<0.001
比留間運送㈱	12/21	<0.001	11/18	0.008	11/29	0.017	12/10	0.002	11/22	0.002
丸二塗装所	12/10	0.095	11/30	0.106	11/24	0.024	廃止		廃止	
基準値	当該事業所の施設規模（焼却能力）は、2t/h未満に該当する。 新施設基準は、0.25g/m ³ N以下。（丸二塗装所） 既施設基準は、0.15g/m ³ N以下。（日本医療衛生サービス㈱、比留間運送㈱）									

《 苦情関係 》

1 公害苦情受付状況

市内では、工場、店舗、住宅や自動車、道路など、多くの人によって様々な活動が行われています。そのため大気や水質汚染、騒音、振動など、いろいろな公害が発生しています。これらの公害の中には、改善されているものもありますが、まだ、十分でないものもあります。その多くは、私たちの生活の中から発生しています。また、最近では、宅地開発が進み住宅が密集してきたことから隣近所間の苦情が増えてきています。自己中心的な生活ではなく、他人への思いやりや気配り、コミュニケーションを交わせるような関係を日頃からつくることが大切です。

(環境基本法で定める公害)

・大気汚染 ・水質汚濁 ・土壌汚染 ・騒音 ・振動 ・地盤沈下 ・悪臭

〈年度別公害苦情件数〉

(単位：件)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
発 生 源 別	工 場	7	13	6	8	20
	指定作業場	3	4	1	0	2
	建設作業	7	1	4	1	3
	一 般	38	73	67	135	132
	合 計	55	91	78	144	157
現 象 別	ば い 煙	27	42	29	36	30
	粉 じ ん	2	2	0	0	4
	悪 臭	5	12	10	4	10
	汚 水	1	1	0	0	4
	騒 音	16	16	9	28	28
	振 動	1	0	0	0	0
	そ の 他	3	18	30	76	81
	合 計	55	91	78	144	157

2 空地の管理

市が所有する草刈機を貸し出すことにより、空地等の管理の適正化を図り、市民の生活環境を良好に保全するため、武蔵村山市草刈機貸付要綱に基づき、草刈機の貸し出しを行っています。

また、雑草が繁茂していると害虫等の発生やごみの不法投棄の原因ともなるため、市内の雑草調査を行い、土地所有者などに対し、雑草が繁茂している空地については、雑草の除去要請を行っています。

<空地の管理の適正化に関する指導状況等>

年 度	雑草除去要請			草刈機貸出 件数（件）
	地主数（人）	筆数（筆）	対象面積（㎡）	
平成 21 年度	24	28	13,873	54
平成 22 年度	22	25	12,834	46
平成 23 年度	24	28	18,372	43
平成 24 年度	14	17	7,734	51
平成 25 年度	13	18	6,488	45

1 地球環境保全に係るポスター・標語の募集

市では、地球環境保全のための市民意識の啓発、高揚を図ることを目的として、市内中学校の生徒に対し、地球環境保全に係るポスター及び標語の募集を行っています。応募作品の中から最優秀作品を各1点選出し、これをもとに環境保全啓発ポスター及び標語を印刷作成し、6月の環境月間から市内公共施設や事業所に掲出を依頼しています。さらに、標語については、横断幕等を作成し、市役所会館の壁面等に掲出しています。また、環境月間中などに1週間、市役所1階ホールにポスター及び標語を掲示しています。

① ポスターコンクールについて

昭和49年度から開始。前年度に市内各中学校1・2年生のいずれかを対象にポスター用図画の作成を依頼し、原則としてその学年のクラス数分を応募作品としています。コンクールでは、応募作品の中から1点最優秀作品を選出し、その他を優秀賞としています。

② 標語コンクールについて

平成3年度から開始。前年度に市内各中学校1・2年生のいずれかを対象に標語の作成を依頼し、原則としてその学年のクラス数分を応募作品としています。コンクールでは、応募作品の中から1点最優秀作品を選出し、その他を優秀賞としています。

<ポスターの応募状況等>

年 度	ポ ス タ ー			
	応募数（件）	優秀賞受賞者人数 （人）	※最優秀賞受賞者名	学校名/学年
平成21年度	284	19	中村翔太	四中/2年生
平成22年度	722	24	奈良樹	四中/2年生
平成23年度	666	17	山内想乃	小中一貫校/1年生
平成24年度	834	17	長沼美優	四中/2年生
平成25年度	644	14	羽鳥愛美	小中一貫校/1年生

※ 各最優秀賞受賞者名は、敬称略で表記しています。

<標語の応募状況等>

年 度	標 語			
	応募数（件）	優秀賞受賞者人数 （人）	※最優秀賞受賞者名	学校名/学年
平成21年度	508	17	小宮遼太郎	三中/1年生
平成22年度	652	35	岩田浩隆	五中/1年生
平成23年度	586	18	久保郁	四中/1年生
			原田莉沙	五中/1年生
平成24年度	707	19	川崎美緒	四中/1年生
平成25年度	547	18	石田憂月	一中/2年生

※ 各最優秀賞受賞者名は、敬称略で表記しています。

2 親と子の環境教室

空堀川水質浄化対策会は、流域4市（武蔵村山市、東大和市、東村山市、清瀬市）で組織され、空堀川の水質浄化及び水量の確保を図りながら、快適な水辺環境の創出を目指すことを目的として、毎年、空堀川の水質調査を実施し、東京都へ要請活動を行っています。

また、環境教育を推進していくため、広く環境に関して学習し、関心と認識を高めることを目的として、水辺環境や環境関連施設の見学等を小学生を対象に保護者同伴の上、年1回（夏休み期間中、7月末）実施しています。

〈親と子の環境教室実施状況〉

（単位：人）

実施日		実施場所	参加人数				
			武蔵村山市	東大和市	東村山市	清瀬市	合計
平成21年度	7.30	日野自動車工場 多摩動物公園	32	21	27	27	107
平成22年度	7.29	埼玉県立川の博物館	27	11	21	26	85
平成23年度	7.28	東京都檜原都民の森	21	8	25	13	67
平成24年度	7.24	東京都葛西臨海水族園	12	17	18	20	67
平成25年度	7.23	東京ガス 環境エネルギー館	24	29	19	22	94

3 環境学習会

武蔵村山市環境基本条例が平成 16 年 7 月 1 日に施行されたことに伴い、第 12 条「環境保全等に関する学習の推進」に基づき平成 17 年度から、市民を対象に狭山丘陵を中心に市内の環境について、関心を持ってもらい、市内環境への意識を高めることを目的に年 2 回実施しています。

〈環境学習会実施状況〉

(単位：人)

実施日		実施場所	実施内容	参加数
平成 21 年度	7.26	里山民家周辺	昆虫観察会	24
	11.28	中藤二丁目山林	山で木に親しもう	18
平成 22 年度	8.21	里山民家周辺	昆虫観察会	11
	2.19	都立野山北・六道山公園内	野鳥観察会	12
平成 23 年度	10.8	里山民家周辺	植物観察会	12
	3.24	里山民家周辺	植物観察会	11
平成 24 年度	10.6	里山民家周辺	昆虫観察会	13
	2.16	都立野山北・六道山公園内	野鳥観察会	15
平成 25 年度	10.19	里山民家周辺	昆虫観察会	13
	3.23	里山民家周辺	野鳥観察会	12

4 環境副読本

子どもたちの将来にわたる環境保全の関心を高め、正しい理解と認識を持ってもらうため、市内小学 5 年生を対象に「環境副読本」(みんなで考えよう！市内の環境について)を作成し配布しています。また、各種イベント等で活用しています。

《 騒音関係 》

1 環境騒音調査

環境調査の一環として、市内全域を500mメッシュに区切り、用途地域並びに環境基準の地域区分を考慮し、メッシュ内で各1地点延べ55地点を選定し、調査地域別に、それぞれそこに存在する支配的な不特定多数の混合された騒音（環境騒音）を調査し、環境基本法第16条第1項規定に基づき、騒音にかかる環境基準適合状況並びに付近の環境に与える影響を把握し、今後の環境対策資料としています。

(ア) 環境騒音による環境基準

(単位：dB)

類型	地域	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
				昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA		清瀬市の区域のうち、松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域		50以下	40以下
A		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	一般地域	55以下	45以下
		第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B		第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	一般地域	55以下	45以下
		用途地域の定めのない地域 これらに接する地先、水面	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C		近隣商業地域 商業地域 準工業地域	一般地域	60以下	50以下
		工業地域 これらに接する地先、水面	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
		幹線交通を担う道路に近接する空間 (高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道(4車線以上))	2車線以下の車線を有する道路 (道路端から15mの範囲)	70以下	65以下
			2車線を超える車線を有する道路 (道路端から20mの範囲)		

(イ) 身近な音の目安

(単位：dB)

120	飛行機のエンジン近く	60	静かな乗用車・普通の会話
110	自動車の警笛(前方2m)	50	静かな事務所
100	電車の通るときのガード下	40	深夜の市内・図書館
90	大声による独唱、騒々しい工場内	30	ささやき声
80	地下鉄の車内(窓を開けたとき)	20	木の葉の触れ合う音
70	掃除機・騒々しい事務所		

(ウ) 環境騒音調査結果

(単位：dB)

	調 査 地 点	朝	昼	夕	測定年月日
		6 時 ～ 12 時	12 時 ～ 17 時	17 時 ～ 22 時	
1	伊奈平四丁目 32 番地 (海道緑地保全地域南付近)	55.4	55.2	46.3	H25.6.4
2	伊奈平五丁目 84 番地 (伊奈平公園付近)	49.1	53.0	46.5	//
3	伊奈平四丁目 15 番地 (海道緑地保全地域東付近)	44.0	44.1	47.1	//
4	伊奈平三丁目 23 番地 (ダイエー武蔵村山店東付近)	48.9	49.5	43.3	//
5	伊奈平二丁目 55 番地 (伊奈平自治会館)	44.8	48.6	48.0	//
6	伊奈平二丁目 26 番地 (資源リサイクルセンター付近)	55.2	48.4	49.8	//
7	大南一丁目 144 番地 (西大南樹林公園西付近)	54.3	48.0	49.4	H25.6.3
8	大南一丁目 71 番地 (市立第四中学校西付近)	48.5	42.7	44.2	//
9	大南五丁目 1 番地の 69 (大南地区学習等共用施設)	49.5	44.2	42.2	//
10	大南五丁目 48 番地 (都立上水高校北付近)	44.4	42.4	44.2	//
11	中原四丁目 3 番地の 5 (経塚向公園東付近)	42.4	43.3	48.4	H25.6.4
12	残堀三丁目 1 番地 (横田基地北付近)	36.8	44.2	40.4	//
13	残堀一丁目 60 番地の 3 (残堀・伊奈平地区学習等共用施設)	51.5	45.3	42.4	//
14	残堀五丁目 86 番地 (市立第五中学校南付近)	36.9	46.0	39.1	//
15	残堀五丁目 28 番地 (残堀自治会館付近)	41.8	40.0	44.2	//
16	伊奈平一丁目 26 番地 (バンテック物流センター南付近)	44.4	44.8	39.2	//
17	三ツ藤一丁目 77 番地 (三ツ藤南公園付近)	43.3	43.6	46.9	//
18	榎三丁目 46 番地の 2 (青梅信用金庫西付近)	41.8	48.9	44.6	H25.6.3
19	榎二丁目 77 番地の 3 (新海道児童遊園付近)	41.0	41.2	43.6	//
20	学園五丁目 23 番地 (東京経済大学)	49.2	51.1	47.0	//
21	学園一丁目 90 番地 (市立第九小学校北付近)	38.0	40.0	48.1	//
22	学園一丁目 70 番地の 5 (学園児童遊園付近)	37.8	36.2	39.3	//
23	大南二丁目 79 番地の 1 (市立第四中学校)	36.7	42.9	47.0	//
24	緑が丘 1460 番地 (市立小中一貫校村山学園北付近)	45.3	49.2	38.6	//
25	学園四丁目 6 番地の 1 (市立雷塚小学校)	48.5	49.2	38.6	//
26	緑が丘 1460 番地 (オカネ塚公園付近)	42.8	50.2	42.7	//
27	大南五丁目 55 番地の 1 (大南公園付近)	54.0	51.1	49.1	//
28	中原二丁目 25 番地 (中原地区集会所北付近)	40.1	36.9	42.3	H25.6.4
29	中原二丁目 21 番地の 4 (中原公園付近)	48.3	50.4	51.2	//
30	岸一丁目 20 番地の 4 (大道児童遊園付近)	45.3	44.6	48.2	//

31	三ツ藤三丁目 27 番地（山王森公園付近）	45.3	46.3	50.0	//
32	三ツ木一丁目 42 番地（電話交換局北付近）	41.4	41.3	46.0	//
33	三ツ木三丁目 22 番地（宿薬師堂境内）	48.0	48.0	50.7	//
34	三ツ木一丁目 7 番地（峰自治会館付近）	59.9	55.4	60.5	//
35	本町二丁目 77 番地の 1（中久保図書館）	51.1	50.1	52.0	H25.6.4
36	本町一丁目 17 番地の 1（さくらホール）	37.6	44.8	44.4	H25.6.3
37	本町二丁目 34 番地の 10（市民まつり資材保管庫）	56.1	54.0	55.4	H25.6.4
38	本町四丁目 40 番地（市立第三老人福祉館）	46.8	53.7	59.0	//
39	中央二丁目 125 番地（お伊勢の森神明社境内）	53.1	45.8	43.9	H25.6.3
40	神明一丁目 38 番地（中砂橋付近）	41.0	44.9	48.8	//
41	中央三丁目 7 番地（萩の尾薬師堂付近）	48.0	46.5	52.1	//
42	中藤二丁目 37 番地（眞福寺付近）	41.6	44.9	48.8	//
43	神明四丁目 109 番地の 1（市立第三中学校東付近）	37.9	42.2	39.8	//
44	神明二丁目 86 番地（神明社境内）	42.2	43.7	50.9	//
45	神明二丁目 121 番地の 1（あゆみ保育園南付近）	47.4	45.8	44.5	//
46	岸二丁目 31 番地の 1（須賀神社付近）	43.6	47.2	50.9	H25.6.4
47	岸三丁目 47 番地の 7（市立第四老人福祉館）	41.0	50.6	45.8	//
48	本町五丁目 45 番地（野山北公園六地藏付近）	44.5	48.8	41.6	//
49	本町五丁目 31 番地の 1（野山北公園プール付近）	45.9	49.7	50.4	H25.6.3
50	本町五丁目 21 番地の 1（かたくりの湯付近）	50.8	48.5	49.0	//
51	中藤二丁目 28 番地（番太池付近）	49.1	48.7	43.6	//
52	中藤三丁目 63 番地（谷津火の見付近）	52.2	44.8	42.7	//
53	中藤四丁目 18 番地の 1（第一分団車庫付近）	45.1	52.3	54.7	//
54	中藤五丁目 66 番地（大橋北付近）	44.5	45.4	45.1	//
55	榎一丁目 1 番地（武蔵村山病院北付近）	45.7	45.6	45.0	//
平均		49.4	45.6	45.0	

2 主要幹線道路環境調査

環境調査の一環として、市内の幹線道路を通過する自動車による騒音、振動、大気汚染を調査し、環境基本法第 16 条第 1 項の適合状況並びに付近の環境に与える影響の実態を把握し、今後の環境対策資料としています。

(ア) 主要幹線道路沿道調査結果

調 査 項 目			騒音(等価レベル) (dB)		振動(上端値) (dB)		二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状 物質 (mg/m ³)	交通量 (台)
道 路	調査地点 (調査日)	区 分	昼 6時 ～22時	夜 22時 ～ 6時	昼 8時 ～19時	夜 19時 ～ 8時			
青梅街道	第一分団 車庫付近 (平成25.10.30 ～31)	調査結果	65	59	40	32	0.010	0.022	7,740
		環境基準	70以下	65以下	—	—	0.06以下	0.10以下	—
		要請限度	75以下	70以下	65以下	60以下	—	—	—
	第六分団 車庫付近 (平成25.10.30 ～31)	調査結果	66	62	32	29	0.019	0.022	14,214
		環境基準	70以下	65以下	—	—	0.06以下	0.10以下	—
		要請限度	75以下	70以下	65以下	60以下	—	—	—
新青梅街道	武蔵村山 郵便局付近 (平成25.10.30 ～31)	調査結果	75	71	46	42	0.028	0.022	41,574
		環境基準	70以下	65以下	—	—	0.06以下	0.10以下	—
		要請限度	75以下	70以下	65以下	60以下	—	—	—
	桃ノ木 歩道橋付近 (平成25.10.30 ～31)	調査結果	75	71	46	42	0.028	0.023	43,428
		環境基準	70以下	65以下	—	—	0.06以下	0.10以下	—
		要請限度	75以下	70以下	65以下	60以下	—	—	—
主要地方道 第55号線	大南一丁目 バス停付近 (平成25.10.30 ～31)	調査結果	69	67	41	38	0.023	0.026	12,360
		環境基準	70以下	65以下	—	—	0.06以下	0.10以下	—
		要請限度	75以下	70以下	70以下	65以下	—	—	—
主要地方道 第59号線	三ツ藤住宅 東バス停付近 (平成25.10.30 ～31)	調査結果	69	67	42	39	0.026	0.025	18,750
		環境基準	70以下	65以下	—	—	0.06以下	0.10以下	—
		要請限度	75以下	70以下	65以下	60以下	—	—	—
	文明堂東京 武蔵村山工場 東付近 (平成25.10.30 ～31)	調査結果	67	65	43	40	0.030	0.023	22,164
		環境基準	70以下	65以下	—	—	0.06以下	0.10以下	—
		要請限度	75以下	70以下	70以下	65以下	—	—	—
主要地方道 第162号線	第七分団 車庫付近 (平成25.10.30 ～31)	調査結果	68	64	37	33	0.022	0.025	15,726
		環境基準	70以下	65以下	—	—	0.06以下	0.10以下	—
		要請限度	75以下	70以下	65以下	60以下	—	—	—
江戸街道	東京日産自動 車販売北付近 (平成25.10.30 ～31)	調査結果	65	57	36	30	0.023	0.024	13,608
		環境基準	65以下	60以下	—	—	0.06以下	0.10以下	—
		要請限度	75以下	70以下	70以下	65以下	—	—	—

(イ) 道路沿道調査に伴う一般大気調査結果

調査地点	調査日	調査項目	
		二酸化窒素(ppm)	浮遊粒子状物質(mg/m ³)
市役所	平成25.10.30~10.31	0.015	0.021
三ツ木地区学習等供用施設		0.017	0.032
大南地区学習等供用施設		0.032	0.022
残堀・伊奈平地区学習等供用施設		0.020	0.023
環境基準		0.06以下	0.10以下

※備考

- 1 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の数値は1時間値の1日平均値です。
- 2 「環境基準」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準です。
- 3 「要請限度」とは、騒音規制法（昭和43年法律第98号）の自動車騒音及び振動規制法（昭和51年法律第64号）道路交通振動に係る要請限度です。

(ウ) 各調査方法

- ① 騒音は、JIS Z 8731に定める方法で正時毎に10分間24時間測定します。
- ② 振動は、JIS Z 8735に定める方法で正時毎に10分間24時間測定します。
- ③ 二酸化窒素は、JIS B 7953に定める方法の吸光光度法で24時間連続測定します。
- ④ 浮遊粒子状物質は、JIS B 7954に定める方法のベータ線吸収法で24時間連続測定します。
- ⑤ 交通量は、ハンドカウンターにより正時毎に10分間24時間測定し、1時間値に換算して24時間の交通量としています。

3 自動車騒音常時監視調査

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、武蔵村山市内における主要幹線道路を対象とし、自動車騒音の状況の常時監視を実施し、評価対象路線の環境基準の達成状況の把握を行い、今後の総合的な道路環境の各種施策への反映を図る資料としています。

(ア) 調査方法

- ① 騒音の測定は、JIS C 1509-1に定める仕様に適合する測定機を用いて測定しています。
- ② 面的評価は、評価区間ごとに、評価区間内に存在する住居等の属性、地域の残留騒音について調査しています。

(イ) 自動車騒音常時監視調査結果

- ① 騒音測定地点 武蔵村山市三ツ藤一丁目72番地
- ② 評価対象路線 本町一丁目7番地から伊奈平三丁目3番地の2までの八王子武蔵村山線（主要地方道第59号線）
- ③ 調査日 平成25年10月8日から9日まで

<調査結果>

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数 (戸)	割合(%)	戸数 (戸)	割合(%)	戸数 (戸)	割合(%)	戸数 (戸)	割合(%)
全戸数 (303戸)	273	90.1	23	7.6	0	0.0	7	2.3
近接空間 (107戸)	100	93.5	4	3.7	0	0.0	3	2.8
非近接空間 (196戸)	173	88.3	19	9.7	0	0.0	4	2.0
環境基準（昼間70dB以下、夜間65dB以下）								

4 横田基地航空機騒音調査

横田基地の航空機騒音の実態を把握するため、市立第十小学校屋上に航空機騒音測定機を設置し、測定を行っています。

また、東京都は第二老人福祉館屋上に航空機騒音測定機を設置し、測定を行っており、環境基準の類型を当てはめる地域の指定は、4飛行場（東京国際空港、横田飛行場、厚木飛行場、調布飛行場）について行っています。

旧環境基準の加重等価平均感覚騒音レベル（WECPNL）とは、航空機騒音のうるささを評価する尺度で、単位はdBとなります。航空機の最大騒音レベルを用いて簡易に算出できるようにしたもので、最大騒音レベルのパワー平均値に、夕方の機数、夜間の機数による補正を加えて算出します。

(ア) 旧環境基準（WECPNL）の表

地域類型	類型を当てはめる地域	基準値 (WECPNL)	達成期間	改善目標
I	上記告示別表に掲げる区域のうち、 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 及び準住居地域 並びに用途指定の定めのない地域	70dB以下	1 東京国際空港は空港整備法に定める第1種空港に該当し、「10年を超える期間内に可及的すみやかに」達成することとする。 2 横田飛行場及び厚木飛行場は、空港整備法に定める空港には該当しないが、飛行場の使用実態等から第1種空港に準じるものとし、「10年を超える期間内に可及的すみやかに」達成することとする。	達成期間が「10年を超える期間内に可及的すみやかに」と定められているものについての改善目標については下記のとおりです。 1 5年以内に、85WECPNL未滿とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下にすること。 2 10年以内に、75WECPNL未滿とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下にすること。
II	上記告示別表に掲げる区域のうち、 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 及び工業地域	75dB以下	3 調布飛行場は、空港整備法に定める空港に該当しないが、第3種飛行場に準じるものとして「直ちに」達成することとする。	

(イ) 航空機騒音に係る環境基準について

平成19年に「航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年12月環境庁告示第154号）」の一部改正が行われ、平成25年度から従来のWECPNLに代わり、新たな環境基準としてLden（エルデン）が採用されました。

なお、市では平成25年10月1日からLden（エルデン）対応の航空機騒音測定機を導入し、常時測定を行いました。

地域 類型	類型を当てはめる地域	基準値（dB）	
		Lden（H25.4.1から）	WECPNL（H25.3.31まで）
1	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 及び準住居地域 並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域	57dB以下	70dB以下
2	近隣商業地域 商業地域 準工業地域及び工業地域	62dB以下	75dB以下

(ウ) 達成期間等

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年を超える地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとしています。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	—
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの		
	第二種空港(福岡空港を除く。)	5年以内	—
	A	10年以内	5年以内に、70dB未満とすること又は70dB以上の地域において屋内で50dB以下とすること。
	B		
成田国際空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	① 5年以内に、70dB未満とすること又は70dB以上の地域において屋内で50dB以下とすること。 ② 10年以内に、62dB未満とすること又は62dB以上の地域において屋内で47dB以下とすること。	
第一種空港(成田国際空港を除く。)及び福岡空港			

(工) 横田基地航空機騒音調査結果①

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
	飛行回数 (回)	WECPNL (dB)	飛行回数 (回)	WECPNL (dB)	飛行回数 (回)	WECPNL (dB)	飛行回数 (回)	WECPNL (dB)	Lden (dB)
4月	—	—	127	58.9	174	60.1	187	60.6	—
5月	185	60.6	156	62.8	233	62.3	137	63.1	—
6月	228	61.1	278	62.3	—	—	141	59.5	—
7月	224	60.8	294	63.0	172	61.0	142	61.1	—
8月	178	65.5	125	60.1	137	58.6	156	65.1	—
9月	231	62.1	172	60.1	146	61.2	134	65	—
10月	239	61.2	219	60.7	168	59.5	139	—	45.7
11月	278	63.0	141	66.8	125	58.6	137	—	45
12月	195	63.3	194	63.2	105	64.2	235	—	47.8
1月	130	65.0	183	63.5	81	58.4	301	—	48.6
2月	213	62.6	134	60.8	151	59.4	350	—	49.4
3月	157	62.0	175	63.5	79	55.7	349	—	49.4
1年間の評価	2,258	62.5	2,198	62.7	1,571	62.7	1,511	62.2	46.1

(才) 横田基地航空機騒音調査結果②

		平成22年度 WECPNL	平成23年度 WECPNL	平成24年度 WECPNL	平成25年度 WECPNL	平成25年度 ※ Lden
調査日数(日)		323	358	335	179	123
飛行回数 (回)	7時~19時	1,896	1,924	1,411	750	711
	19時~22時	330	240	141	9	82
	22時~7時	32	34	19	4	19
	合計	2,258	2,198	1,571	897	812
※騒音レベル別 飛行回数 (回)	70dB以上	1,728	1,748	1,268	717	-
	80dB以上	510	427	288	164	-
	90dB以上	20	23	15	16	-
最高音(dB)		94.8	95.0	94.2	93.7	-
1年間のWECPNL(dB)		62.5	62.7	62.7	62.2	46.1

※ 平成25年9月30までは、従来のWECPNLで測定しており、平成25年10月1日からは、Lden対応の航空機騒音測定機を導入し、常時測定を行っています。また、騒音レベル別飛行回数(回)の項目は、測定方法の変更に伴い算出不可となり、平成25年10月1日までの数値としています。

5 立川飛行場等航空機騒音測定調査

立川飛行場等の航空機騒音の実態を把握するため、大南地区学習等供用施設屋上に航空機騒音測定機を設置し、年2回(14日間)、大南地区学習等供用施設上空を通過する立川飛行場等の航空機による騒音の測定を行っています。

なお、平成25年度から環境基準の評価指標はWECPNLから、エネルギー積分を行う評価指標のLdenが採用されました。

<立川飛行場等航空機騒音調査結果>

単位(dB)

年度	調査月日	WECPNL	Lden	飛行回数 (回)	最高音
平成23年度	8月31日~9月6日 10月22日~28日	59.8	-	322	63.2
平成24年度	7月29日~8月4日 11月4日~10日	59.9	-	298	62.7
平成25年度	7月28日~8月3日 11月8日~9日	-	47.1	269	52.2

《 大気関係 》

1 酸性雨調査

工場、自動車等からの排ガス中に含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中・雨滴中で酸化され、硫酸・硝酸等に変化し、雨水に取り込まれてできた酸性度の強い雨のことをいいます。

酸性の程度は、pH（水素イオン濃度）で表され、pH7 を中心に、低いと酸性、高いとアルカリ性となります。

通常の雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、pH5.6 ぐらいを示します。このため、一般的にはこれより低い雨水を酸性雨と呼んでいます。

酸性雨は、湖沼や河川を酸性にし、水生生物を死滅させたり、土壌が酸性化し、森林を枯らしてしまうこともあります。また、建物等を腐食する被害も引き起こします。

市では平成3年度から、市役所屋上で雨水を採水し、1ヶ月間の雨水を分析しています。（平成8年度までは、毎月14日間の雨水を採取。平成19年度からは、pHのみをパーソナルpHメータを用い自主分析（簡易分析）を行っています。

〈酸性雨調査結果〉

（単位：pH）

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年 平 均	5.2	6.0	7.0	6.1	6.8

2 二酸化窒素調査

自動車、工場などで燃料の燃焼に伴って排出され燃料中の窒素分や空気中の窒素ガスが酸化され、生成されます。

排出される窒素酸化物の90%以上は一酸化窒素（NO）ですが、空気中で酸化され二酸化窒素となります。

窒素酸化物は、72%が自動車等から、28%が工場や家庭から排出されています。

高濃度のものは、赤褐色の気体で刺激臭をもち、呼吸器に悪影響を与えるといわれています。また、水に溶けやすく、水と反応して硝酸や亜硝酸を生ずることから酸性雨の原因ともなっています。

市では、市役所、三ツ木地区学習等供用施設、大南地区学習等供用施設、残堀・伊奈平地区学習等供用施設の4か所で二酸化窒素採取器（シェルター）にアルカリろ紙をセットし、1ヶ月間付着させたものを分析（簡易分析）しています。

(ア) 環境基準

昭和53年7月11日環境庁告示38号

公害対策基本法第9条（現環境基本法第16条）の規定の基づく大気汚染に係る環境上の条件のうち、二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下です。

また、本環境基準は、工業専用地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しません。

(イ) 二酸化窒素濃度調査（アルカリろ紙方式）

簡易調査のため、平成25年4月から12月までは、環境基準の単位であるppmで表記することができなかったが、平成26年1月から検体の採取期間を短縮した結果、環境基準の単位であるppmで表記できることとなりました。

調査方法：各調査地点に二酸化窒素採取器内にアルカリろ紙を設置し、大気中の二酸化窒素を吸着させたものを採取・分析委託を行いました。

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの範囲内又はそれ以下です。

<二酸化窒素濃度調査結果>

(単位：mg/日/100 cm³)

	市役所	三ツ木地区 学習等供用施設	残堀・伊奈 平 学習等供用施設	大南地区 学習等供用施設	平均
平成21年度	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
平成22年度	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
平成23年度	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
平成24年度	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
平成25年度 (12月まで)	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003

(単位：ppm)

	市役所	三ツ木地区 学習等供用施設	残堀・伊奈 平 学習等供用施設	大南地区 学習等供用施設	平均
平成25年度 (1月から)	0.011	0.011	0.013	0.010	0.011

3 ダイオキシン類調査

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称をいいます。PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類の仲間があります。これらの内、毒性があるとみなされているのは29種類です。

ダイオキシン類は意図的に作られるものではなく、主にごみ焼却に伴う副生成物です。その他にも製鋼用電気炉、タバコの煙、自動車の排ガスなどの様々な発生源があります。

また、ダイオキシン類の人体への影響については、普段、私たちが生活している分には影響はないとされていますが、事故などの高濃度の暴露の際の知見からは、発がん性があるとされています。

このようなことから、国ではダイオキシンの発生を抑制するため平成11年7月16日に「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定し、平成12年1月15日に施行しました。

市では市内のダイオキシン類の汚染状況を把握するため、一般環境中の大気、土壌、河川、地下水のダイオキシン類の濃度調査を行なっています。なお、16年度から土壌、地下水の調査については、各地域の調査が終了したため、当面の間、調査を中止します。

（ア）環境基準

大 気	水 質	土 壌
0.6pg - TEQ/m ³	1pg - TEQ/l	1,000pg - TEQ/g

※土壌については250 pg - TEQ/g 以上の場合は、必要な調査を実施します。

（イ）ダイオキシンの耐容一日摂取量（TDI）

ダイオキシンの耐容一日摂取量（TDI）は、生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼす恐れがない一日当たりの摂取量で、体重1kgあたり4pg以下です。わが国では、体重1kgあたり一人一日の摂取量は約2.1pgといわれています（平成10年度厚生省調べ）。内訳は、大気から0.07pg、土壌から0.0084pg、食品から2.0pgといわれています。

(ウ) 一般大気中ダイオキシン類調査結果

(単位：pg-TEQ/m³)

調査年度		調査結果			平均	環境基準
		武蔵村山市役所屋上	残堀・伊奈平地区 学習等供用施設	大南地区学習 等供用施設		
平成 21 年度	8/19~8/26	0.026	0.026	0.022	0.040	0.6以下
	2/3~2/10	0.100	0.036	0.028		
平成 22 年度	8/18~8/26	0.017	0.029	0.017	0.037	
	2/2~2/9	0.055	0.055	0.050		
平成 23 年度	8/10~8/17	0.016	0.032	0.016	0.022	
	2/1~2/8	0.019	0.024	0.022		
平成 24 年度	8/15~8/22	0.016	0.020	0.014	0.022	
	2/7~2/14	0.019	0.024	0.020		
平成 25 年度	8/14~8/21	0.015	0.021	0.015	0.015	
	2/6~2/13	0.015	0.012	0.014		

(エ) 一般河川水中ダイオキシン類調査結果

(単位：pg-TEQ/ℓ)

調査年度		調査結果		平均	環境基準
		残堀川 (伊奈平 2-20 付近)	空堀川 (神明 4-30 付近)		
平成 21 年度	8/4	0.012	0.022	0.017	1 以下
平成 22 年度	8/3	0.078	0.210	0.144	
平成 23 年度	7/8	0.080	0.098	0.089	
平成 24 年度	7/9	0.072	0.110	0.091	
平成 25 年度	7/30	0.130	0.110	0.120	

4 光化学スモッグ注意報等発令状況

自動車や工場などから排出される窒素酸化物と炭化水素が、太陽の強い紫外線を受けると光化学反応を起こし、オゾンなどの光化学オキシダント（酸化性物質）を発生させます。

気象条件によっては、この光化学オキシダントがたまり、白くもやがかったような状態になることがあります。この状態を「光化学スモッグ」と呼んでいます。

光化学スモッグは4月から10月にかけての日差しが強くて気温の高い、風の弱い日に発生します。特に、太平洋高気圧に覆われる7～8月は気温も高く紫外線も強く安定した天気が続くため、光化学スモッグが発生しやすい気象条件となります。

市では、光化学スモッグ注意報等が発令された際、防災行政無線等で周知しています。

(ア) 光化学スモッグの症状と対策

光化学オキシダントの影響を受けやすいのは、外気に直接触れる目や呼吸器です。主な症状としては目の痛み、咳、気分の悪さなどが挙げられ、まれに重症化すると呼吸困難、手足のしびれ、めまい、頭痛、発熱、嘔吐、意識障害などの症状を引き起こすこともあります。

身体影響には個人差が大きいので、周囲の人たちが何となくでも自分だけ症状が表れる可能性もあり、幼児、子供、病弱な人、特にアレルギー性の結膜炎や喘息などの持病がある人は一層の注意が必要です。

光化学オキシダントの影響はマスクなどでは予防できないため、光化学スモッグ注意報が発令されたら、注意報解除の放送等があるまで、屋外での作業等は控え、屋内で過ごしてもらえよう周知しています。

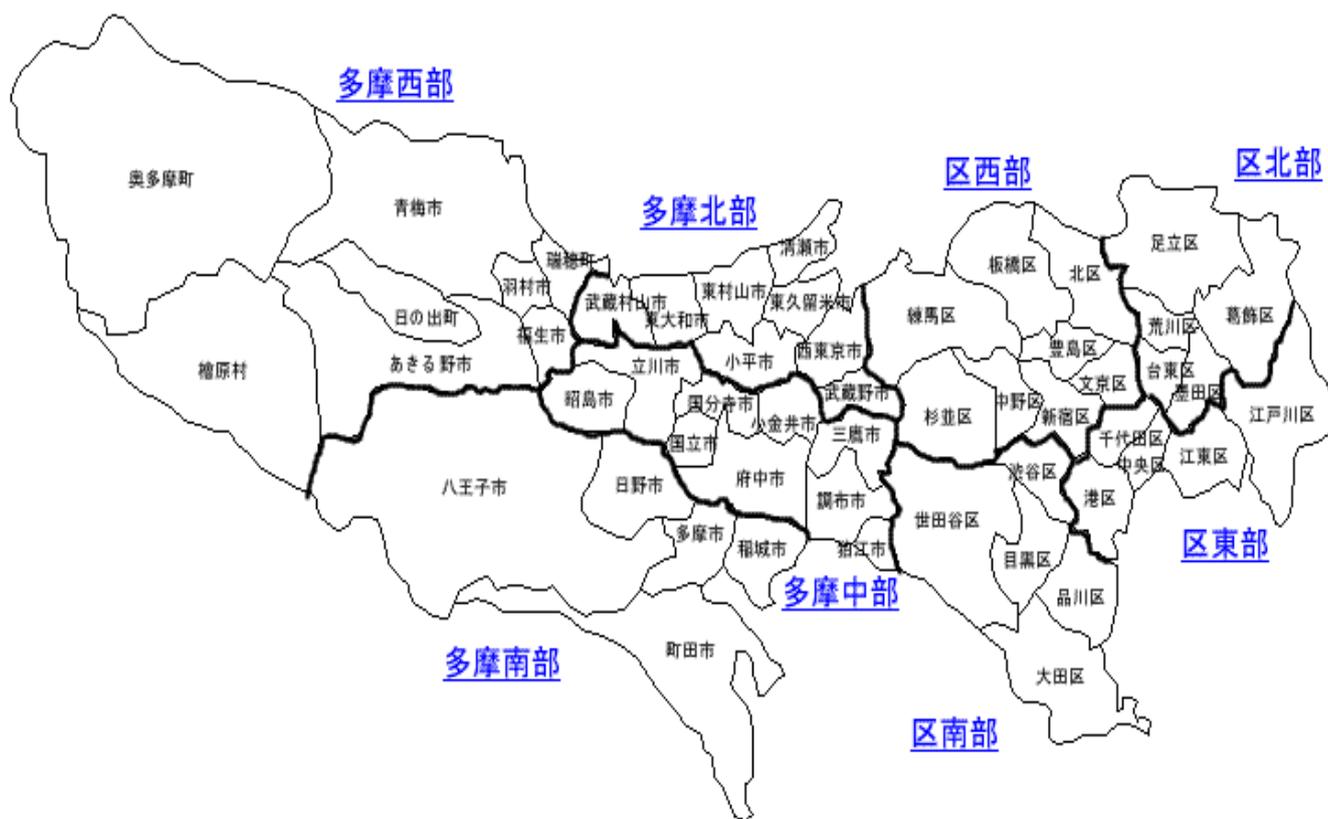
(イ) 発令基準

(単位：ppm)

学校情報	予報	注意報	警報	重大緊急報
0.10 以上	高濃度が予想される時	0.12 以上	0.24 以上	0.40 以上

(ウ) 光化学スモッグ注意報等発令状況

年 度	予報 発令日数	注意報 発令日数	警報 発令日数	オキシダント最高濃度
平成 21 年度	0	7	0	測定点：小金井市本町 (H21.7.16 17時) 測定値：0.173ppm
平成 22 年度	5	20	0	測定点：練馬区北町 (H22.7.24 15時) 測定値：0.215ppm
平成 23 年度	0	2	0	測定点：八王子市館町 (H23.6.29 15時) 測定値：0.149 ppm
平成 24 年度	2	2	0	測定点：荒川区南千住 (H24.7.26 16時) 測定値：0.188ppm
平成 25 年度	11	12	0	測定点：練馬区関町 (H25.8.10 17時) 小金井市本町 (H25.8.10 16時) 測定値：0.188ppm



《 河川等の水質関係 》

1 残堀川調査

残堀川は、瑞穂町にある都立狭山自然公園内の狭山池を水源とし、瑞穂町、武蔵村山市、昭島市及び立川市を流れ、多摩川に合流する延長 14.5km の 1 級河川です。

流域面積は、34.7 km²で、残堀川に流入する支流は、瑞穂町で 4 河川（狭山谷川・夕日台川・峰田川・滝田川）、武蔵村山市で 1 河川（横丁川）、立川市で 3 用水（立川堀分水支流・昭和用水・昭和用水支流）、3 湧水（富士見マンション裏弁天・東京都農林総合研究センター・JR 中央線鉄橋北側）があります。

（ア）残堀川水質調査会

残堀川の汚濁実態を把握し、浄化推進の資料とするため、2市1町（武蔵村山市、立川市、瑞穂町）で組織され、毎年、残堀川の上流部、中流部、下流部において、年4回の定期水質調査と年1回の水生生物調査の合同調査を実施しています。

また、この調査結果を基に報告書を作成して、関係行政機関（多摩環境事務所、北多摩北部建設事務所、西多摩建設事務所）に対し、河川環境がより良くなるように要望活動を行っています。

平成25年度については、定期水質調査を4回、水生生物調査を1回実施し、調査結果を基に要望書を作成し、北多摩北部建設事務所、西多摩建設事務所、多摩環境事務所に対し、要望活動を行いました。

残堀川の現状は、河川整備も進み、水質については、下水道の普及とともに以前と比べ改善されていますが、その一方で中流域では濁水していることが多く見受けられ、水量不足が大きな課題となっているため、今後も水量確保を中心に要望を行っていきます。

(イ) 残堀川水質定期調査結果 (B類型)

(単位：mg/l (大腸菌群数のみ MPN/100ml))

	調査項目	富士塚橋				立川市境				環境基準
		6/19	8/14	10/9	12/11	6/19	8/14	10/9	12/11	
生活環境項目	水素イオン濃度	8.6	9.3	8.3	欠測	欠測	欠測	欠測	欠測	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量	0.6	1.0	0.8						3以下
	浮遊物質	<1	1	1						25以下
	溶存酸素量	9.5	9.6	9.5						5以上
	大腸菌群数	17000	22000	13000						5000以下
健康項目	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003						0.01以下
	シアン	<0.02	<0.02	<0.02						不検出
	PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005						不検出
	鉛	<0.001	<0.001	<0.001						0.01以下
	六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01						0.05以下
	ヒ素	<0.001	<0.001	<0.001						0.01以下
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005						0.0005以下
その他	全窒素	1.27	1.22	5.24						
	全リン	0.008	0.020	0.025						
	陰イオン界面活性剤	<0.02	<0.02	<0.02						

2 空堀川調査

空堀川は、武蔵村山市にある野山北公園の丘陵地帯を水源とし、武蔵村山市、東大和市、東村山市、清瀬市を流れ、柳瀬川に合流する延長約 15km の 1 級河川です。

流域面積は、26.8 km²で、空堀川に流入する支流は、東大和で 1 河川（奈良橋川）、あります。

(ア) 空堀川水質浄化対策会

空堀川水質浄化対策会は、流域 4 市（武蔵村山市、東大和市、東村山市、清瀬市）で組織され、空堀川の汚濁実態を把握し、浄化対策に資するため、毎年、各市上流部及び下流部において年 4 回の定期調査と各市下流部において年 1 回の通日調査を実施しています。

また、空堀川水質浄化対策要望活動に係る検討会の中で、河川水質調査結果を基に作成した報告書を関係行政機関（環境局、建設局、下水道局、多摩環境事務所）に対して提示し、河川環境がより良くなるように要請活動を行っています。

平成 25 年度については、対策会を 8 回開催し、親と子の環境教室では、東京ガス環境エネルギー館の見学を行いました。

また、空堀川水質浄化対策要望活動に係る検討会では、年々、減少傾向にある河川水量について、水量確保に関する抜本的な対策の推進、雨水貯留・浸透対策の推進、河川調査の推進について検討し、要請しました。

今後も、空堀川の水質調査及び要望活動を実施し、水質浄化及び水量の確保を図りながら、快適な水辺環境の創出を目指していきます。

(イ) 空堀川水質定期調査結果 (E 類型)

単位：mg/ℓ (大腸菌群数のみ MPN/100ml)

	調査項目	砂野橋				念仏塚橋				環境基準
		5/9	8/8	11/14	2/27	5/9	8/8	11/14	2/27	
生活環境項目	水素イオン濃度	欠測	欠測	欠測	7.8	欠測	欠測	7.3	7.6	6.0~8.5
	生物化学的酸素要求量				2.5			0.8	6.2	10以下
	浮遊物質				12			2	17	25以下
	溶存酸素量				12.0			10.5	11.3	2以上
健康項目	カドミウム				<0.0003			<0.0003	<0.0003	0.01以下
	シアン				<0.02			<0.02	<0.02	不検出
	PCB				<0.0005			<0.0005	<0.0005	不検出
	鉛				<0.001			<0.001	<0.001	0.01以下
	六価クロム				<0.02			<0.02	<0.02	0.05以下
	ヒ素				<0.001			<0.001	<0.001	0.01以下
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下					
その他	全窒素	4.1	1.8	3.6						
	全リン	0.14	0.031	0.069						
	陰イオン界面活性剤	<0.01	0.01	<0.01						

3 その他の河川調査

〈久保の川、谷戸川、入谷川、横町川、河川調査結果〉

(単位：mg/ℓ)

地点	項目	調査項目	調査日				環境基準
			5/9	8/8	11/14	2/27	
久保の川 (後ヶ谷戸通りの終点)	生活環境項目	水素イオン濃度	7.9	6.8	7.6	7.8	65~85
		生物化学的酸素要求量	0.8	<0.5	0.6	0.8	3以下
		浮遊物質	3	<1	2	2	25以下
		溶存酸素量	9.8	7.4	10.0	11.3	5以上
谷戸川 (田島橋)	生活環境項目	水素イオン濃度	7.9	7.3	7.6	7.7	65~85
		生物化学的酸素要求量	1.1	1.2	<0.5	9.4	3以下
		浮遊物質	4	3	1	13	25以下
		溶存酸素量	10.1	7.9	11.2	11.4	5以上
入谷川 (鍛冶ヶ谷橋)	生活環境項目	水素イオン濃度	7.8	7.1	7.7	7.8	65~85
		生物化学的酸素要求量	1.4	1.1	0.5	2.3	3以下
		浮遊物質	1	1	1	8	25以下
		溶存酸素量	9.2	8.1	11.1	11.9	5以上
横丁川 (三ツ木交番下流)	生活環境項目	水素イオン濃度	欠測	6.9	7.7	7.9	65~85
		生物化学的酸素要求量		1.0	<0.5	2.0	3以下
		浮遊物質		4	<1	16	25以下
		溶存酸素量		10.6	11.4	12.2	5以上

4 地下水汚染調査

かつて地下水汚染は、浅井戸で細菌汚染、クロムやシアンによる汚染が主でしたが、環境庁が昭和57、58年度に実施した地下水汚染実態調査の結果、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物による広範な汚染が認められました。

このため、都では、地下水の汚染の防止を図るため、水質汚濁防止法に基づき、トリクロロエチレンなどを使用している事業場に対して、有害物質の地下浸透防止の規制や指導を行なっています。

市では昭和60年度から毎年度5か所を選定し調査を行なっています。（四塩化炭素については平成2年度から実施）

〈環境基準〉

(単位: mg/ℓ)

トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下

5 地下水揚水量報告

環境確保条例第97条、135条の規定に基づき、一定の規模以上の揚水施設（揚水機の出力が300ワットを超える揚水施設）により地下水を揚水している方から、年1回揚水量の報告を受けています。

また、環境確保条例では地盤沈下を防ぎ、地下水を保全するため様々な規制をしています。

なお、平成12年度までは東京都公害防止条例に基づき吐出口断面積21cm²以上の揚水施設のみに年1回の揚水量報告を受けていました。

(ア) 環境確保条例に基づく揚水施設〔井戸〕の規制基準

吐出口断面積	地 域	スレーナーの位置	揚水機出力	揚水量
6cm ² 以下	23区26市2町	深さの制限無し	2.2kW以下	平均10m ³ /日 最大20m ³ /日
6cm ² を超え 21cm ² 以下	武蔵村山市	500m以深		

(イ) 市内揚水施設地下水揚水量

(単位：m³)

No.	施設名	1日平均揚水量				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1	いなげや武蔵村山精肉センター	0	0	0	0	0
2	(株)コトブキ 村山工場	7	4	2	4	3
3	ニシハラ理工(株)本社工場	93	118	97	84	119
4	独立行政法人 国立病院機構 村山医療センター	276	269	251	263	257
5	(福)鶴風会 東京小児療育病院	134	130	97	97	104
6	(学)東京経済大学 村山校舎	30	29	25	23	21
7	(株)マイテック	0	0	0	0	0
8	(株)ワイケーシー	19	20	15	13	9
9	(株)東洋ボデー	21	18	18	27	22
10	(福)武蔵村山正徳会	0	0	0	0	0
11	(有)紀の国屋	24	31	32	33	22
12	(有)梅田製作所	23	93	95	101	99
13	(株)アポロ21大南SS	3	2	1	1	0
14	武蔵食品(株) (H24年度から(株)小海ネームプレート製作所に変更)	63	60	廃止	10	4
15	(学)むさしの佐野学園 武蔵みどり幼稚園	1	2	1	3	2
16	日本医療衛生サービス(株)	42	39	37	53	50
17	(有)丸二塗装所	0	1	15	廃止	-
18	第二砂川湯	5	5	5	7	7
19	武蔵村山市 村山温泉スタンド	67	92	70	81	84
20	鈴木 外記	2	2	3	3	3
21	イシイ・フーズ	13	16	21	13	8
22	(株)アポロ21世紀こぶし給油所	8	9	13	9	10
23	(株)アサヒケーティー	8	9	8	10	10
24	比留間運送(株)	0	2	2	2	2
25	多摩冶金(株)	8	6	6	6	9
26	タマランチ(株)	4	4	9	6	12
27	わらべや日洋(株)東京工場	13	5	7	4	5
28	むさしの生コン(株)横田工場	5	6	3	5	10
29	(福)武蔵村山正徳会 つむぎ保育園	1	1	廃止	-	-
30	東京都水道局多摩水道対策本部	3,105	3,204	2,283	1,933	2,566
31	湖南衛生組合	662	642	630	660	682
合計		4,637	4,819	3,746	3,451	4,120

《 その他 》

1 犬・猫去勢不妊手術補助金

市では、飼い犬又は飼い猫に去勢・不妊手術にかかる経費の一部を補助することにより、野良犬及び野良猫の増加を抑制し、公衆衛生の向上等を図ることを目的に、毎年度要綱を定め、飼い犬又は飼い猫の去勢・不妊手術をされた方を対象に、一律 3,000 円を補助しています。

〈犬・猫去勢不妊手術補助金交付申請件数〉

(単位：件)

年 度	申請数				合計
	犬		猫		
	去勢	不妊	去勢	不妊	
平成 21 年度	42	50	126	138	356
平成 22 年度	49	52	99	103	303
平成 23 年度	59	45	92	118	314
平成 24 年度	52	30	126	142	350
平成 25 年度	52	50	95	89	286

2 犬のふん放置防止啓発看板

武蔵村山市空き缶・吸い殻等の散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例に基づき、飼い主のマナー向上、犬のふんの放置を防止するため、啓発用看板を配布しています。

〈犬のふん放置防止啓発看板配付数〉

(単位：枚)

年 度	配付数
平成 22 年度	220
平成 23 年度	281
平成 24 年度	301
平成 25 年度	201



3 ユスリカ等害虫駆除

ユスリカは、池、水田、側溝、プールなど、流れの少ない水域で春先から初夏にかけ発生し、蚊のような虫が水際で柱状に集まり飛びます。

また、汚れた水域やきれいな水域など、環境に応じた種類のユスリカが発生するため、日本では約千種ものユスリカが確認されています。ユスリカは、ハエ科に属する虫で蚊のように人の血を吸うことはありませんが、屋内に侵入したり、時には洗濯物を汚したりするため「不快害虫」と呼ばれています。

4 殺そ剤の配布・噴霧器貸出状況

市では、伝染病予防法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき、殺そ剤を原則 1 回に 2 袋まで配布しておりましたが、平成 11 年 4 月 1 日にこの法律が廃止されました。なお、法律は廃止されましたが、引き続き、公衆衛生の確保の推進に努めるため、殺そ剤の配布を行っています。

武蔵村山市動力噴霧機貸付要綱に基づき、樹木等の害虫を駆除する目的で自動式、手動式の噴霧機の貸付を行なっていますが、平成 15 年度以降、ポータブル（自動）及び肩掛けタイプ（手動）の噴霧器の貸出し実績はありません。

〈殺そ剤配布数〉

（単位：袋）

年 度	購入数	配付数
平成 21 年度	0	97
平成 22 年度	100	155
平成 23 年度	336	117
平成 24 年度	200	167
平成 25 年度	200	119

5 スズメバチ駆除補助金・ハチノック販売状況

市では、スズメバチの巣駆除費用の一部を補助することにより、スズメバチの危害から市民生活を守ることを目的に、毎年度、要綱を定めスズメバチの巣を専門の業者に依頼して駆除された方に、14,550 円を限度にかかった費用の半額を補助しています。(平成 16 年度までは 15,000 円)

また、自分で駆除される方のために、蜂駆除専用スプレーの「ハチノック」を市役所 1 階市政情報コーナーで販売しています。

〈スズメバチ駆除作業補助状況及びハチノック販売状況〉

年 度	補助状況 (件)	販売状況(本)
平成 21 年度	35	32
平成 22 年度	64	25
平成 23 年度	52	31
平成 24 年度	34	35
平成 25 年度	50	24

6 畜犬登録事務

狂犬病予防法第 4 条に基づき、犬を取得した日(生後 90 日以内の犬を取得した場合は、90 日を経過した日)から 30 日以内に登録をして、鑑札をその犬に着けておかなければなりません。また、その犬が死亡した場合、所在地の変更、所有者の変更があった場合は、30 日以内にその市町村に届け出なければなりません。

狂犬病予防注射については、法第 5 条に基づき毎年 1 回注射を受けさせ注射済票をその犬に着けなければなりません。注射の時期については、法施行規則第 11 条で生後 91 日以上の子犬については、4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に 1 回受けなければなりません。このため市では、毎年 4 月下旬に集合注射を行っており、平成 25 年度は、市内 5 箇所(残堀・伊奈平地区学習等供用施設、三ツ木地区学習等供用施設、中藤地区学習等供用施設、保健相談センターお伊勢の森分室、大南公園)で 3 日間にわたり集合注射を行いました。

(ア) 登録等手数料

	手数料等
登録及び鑑札の交付	3,000 円
鑑札再交付	1,600 円
注射済票	550 円
注射済票再交付	340 円

(イ) 畜犬登録事務

(単位:頭)

年 度	登 録	鑑札再交付	狂犬病予防 注射済票	死亡届	変更届	無償交換	登録頭数
平成 21 年度	312	28	3,039	253	102	21	4,664
平成 22 年度	313	32	3,012	202	128	31	4,782
平成 23 年度	272	33	2,715	237	116	32	4,829
平成 24 年度	297	33	3,022	378	124	33	4,760
※平成 25 年度	261	39	3,076	397	158	35	4,402

※ 東京都からの指示により、20歳以上で所在不明の飼い犬については、平成25年度に登録を抹消したため、平成24年度と比較して登録頭数が大幅に減少しています。

7 みどりのカーテン配布事業

地球温暖化対策の一環として、一般家庭等の窓際にみどりのカーテンとなる、つる性植物を配布し、夏季におけるエアコンの利用を抑制することにより、消費電力の低減化を図り、温室効果ガス排出の削減を推進しています。

<みどりのカーテン配布実績>

(単位:件)

年 度	配付総数	一般家庭	公共施設
平成 21 年度	320	300	20
平成 22 年度	400	400	0
平成 23 年度	900	900	0
平成 24 年度	1,000	650	350
平成 25 年度	500	384	116

※ なお、23年度から支柱の配布は行っていません。

8 放射線量測定

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、放出された放射性物質による環境汚染状況についての測定に関し、市民の健康及び安心・安全を確保することを目的として、市では、平成23年6月14日に国立感染症研究所村山庁舎から借り受けた測定器で、市内小・中学校の空間放射能線量を測定するとともに、6月23日からは東京都から借り受けた測定器を加えた2台で市内小・中学校、保育園、幼稚園に加え児童遊園など50か所について週1回測定を行いました。

また、市内の小・中学校等のプール水、市内50か所の土壌及び学校給食食材の放射性物質の検査を検査機関に委託し測定を行っています。

なお、平成23年11月1日以降に関しましては、「武蔵村山市における平成23年11月1日以後の事故由来放射性物質飛散対応指針」に基づき、市内67か所に測定地点を増やし放射線の測定を行い、平成25年1月1日以降につきましては、「武蔵村山市における平成25年度1月1日以後の事故由来放射性物質飛散対応指針」に基づき、市内46か所の公共施設で放射性物質のたまりやすい箇所の測定を行いました。

なお、平成26年度以降は、測定地点を4か所増やし、市内50か所の公共施設等で、引き続き放射線量測定を行います。

また、本指針に基づき各公共施設において、放射性物質がたまりやすい箇所を地上1mから測定した結果、毎時0.23マイクロシーベルトを超えた場合は、除染作業を行った後、再測定を行います。その結果、なお基準値を超えている場合については、国が平成23年8月30日に公布した「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に規定する関係原子力事業者に対し、協力を依頼するとともに、東京都に対し報告し、処分方法等について協議をします。

なお、除染作業を行っても、毎時1マイクロシーベルトを超える高い箇所がある場合は、市民等への立ち入りを禁止するとともに、特別措置法の規定に基づき国に対し除染支援を要請するものとします。

平成26年度 環境保全のあらまし（平成25年度実績）

編集・発行 武蔵村山市生活環境部環境課環境保全グループ
東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
電 話 042-565-1111
F A X 042-563-0803